

母子保健

乳児健康診査 対象児に個人通知します

日	場所	受付時間
11 金	宿毛市総合社会福祉センター	9:15～ 9:35

赤ちゃん広場

日	場所	実施時間
10 木	東平コミュニティセンター	9:30～11:30
16 水	地域子育て支援センター	9:30～11:30
22 火	宿毛市総合社会福祉センター	9:30～11:30

1歳6か月児健康診査 対象児に個人通知します

日	場所	受付時間
25 金	宿毛文教センター	9:15～10:15

離乳食講習会 対象児に個人通知します

日	場所	受付時間
23 水	宿毛文教センター	12:40～12:55

成人保健

[セット健診] 特定健康診査・各種がん検診 ※各健診とも、単独での受診が可能です。

日	場所	肺がん検診および結核検診	胃がん検診(バリウム検査)	特定健康診査/前立腺がん検診/大腸がん検診
8 火	幡多健診センター	8:00～9:00	8:00～9:00	9:00～10:00 13:30～14:30
19 土	橋上小学校	8:00～9:00	8:00～9:00	9:00～10:00

肺がんおよび結核検診

日	場所	実施時間
8 火	幡多健診センター	8:00～9:00
	宿毛市役所	9:20～10:00
	宿毛高校	10:20～11:20
	錦集会所	13:00～13:20
19 土	西町公会堂	13:30～15:00
	橋上小学校	8:00～9:00
	高石集会所	9:20～9:30
	宿毛警察署	9:50～10:30

心の健康相談

保健師による電話相談・面接相談を随時お受けしています。保健所では、相談される内容によって、精神科嘱託医の相談も行っています

相談窓口

宿毛市健康推進課 健康指導係 ☎ 63-1113  
 幡多福祉保健所 健康障害課 精神保健福祉担当 ☎0880-34-5124(直通) ☎0880-35-5979  
 お酒の悩みごと相談  
 幡多断酒会 大江 拓 ☎090-1173-4672

お誕生おめでとう (平成30年2月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
宿毛	まつした まつた 瑠己	沙也加
大島	ささき ささき はるひ	大輔
駅前町1丁目	おしま おしま 輝士	保輝
小筑紫町小筑紫	たなか たなか あんな 杏奈	翔

ご冥福をお祈りします (平成30年2月受付分)

住所	氏名	享年
二ノ宮	山本 靖	97
片島	滝口 香代	82
片島	河内 安喜代	95
小筑紫町伊与野	曳田 嘉久雄	93

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略) 問 市民課 ☎ 63-1112

介護予防・日常生活支援総合事業

利用料金体系の変更

事業対象者および要支援1・2を対象としたホームヘルプサービスとデイサービスなどの料金体系は、3月まで一月あたりの定額制でしたが、サービス利用実績に応じた報酬設定の観点から、4月サービス利用分から、基本的に回数料金制となります。以下は、利用者1割負担の例とし、この他に各種加算が付く場合があります。

●介護予防訪問介護相当サービス(ホームヘルプサービス)

区分	対象	料金
週1回程度	事業対象者 要支援1・2	266円/回 (月5回以上:1,168円/月)
週2回程度	事業対象者 要支援1・2	270円/回 (月9回以上:2,335円/月)
週3回程度	事業対象者 要支援2	285円/回 (月13回以上:3,704円/月)

●介護予防通所介護相当サービス(デイサービス)

対象	料金
事業対象者 要支援1	378円/回 (月5回以上:1,647円/月)
事業対象者 要支援2	389円/回 (月9回以上:3,377円/月)

※基本チェックリストで判断される事業対象者は、要支援1・2の状態像により金額が異なります。

●訪問型サービスA(シルバー人材センターによる生活援助)

区分	料金
週1回程度	30分未満 149円/回
	30分以上60分未満 219円/回
週2回程度	30分未満 151円/回
	30分以上60分未満 222円/回
週3回程度	30分未満 160円/回
	30分以上60分未満 235円/回



基本チェックリストの実施について

4月1日から、住民の方の生活や介護の困りごとに関して、迅速にサービスにつなげるため要介護・要支援認定等を省略して、基本チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスを受けることができるようになります。

受けることの出来るサービスは、一般介護予防事業や訪問型サービス(ホームヘルパー)および通所型サービス(デイサービス)で、その他介護予防福祉用具貸与や介護予防訪問看護等のサービスを利用する場合は、引き続き要介護・要支援認定等を受けることになります。詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

問 長寿政策課 ☎ 63-9112

特別児童扶養手当および特別障害者手当などの手当額改定

特別児童扶養手当等は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する措置が取られており、平成30年度の手当額については、0.5%の引き上げとなりました。受給者には個別にお知らせしますが、各手当額は表のとおりです。個々に支給要件が定められていますので、詳しい内容や申請方法について知りたい方は、福祉事務所までお問合せください。

なお、「特別児童扶養手当」は、身体または精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して支給される手当。「特別障害者手当」は、一人では何もできない程度の著しい重度障害を持つ在宅の20歳以上の人に支給される手当。「障害児福祉手当」は、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給する手当のことです。

手当の種類	改定前 (平成30年3月分まで)	改定後 (平成30年4月分から)
特別児童扶養手当(1級)	51,450円	51,700円
特別児童扶養手当(2級)	34,270円	34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
経過的福祉手当	14,580円	14,650円

問 福祉事務所 社会福祉係 ☎ 63-1114